

ユニット型指定短期入所生活介護 ハピネス五戸 重要事項説明書

2026.8.1

1 ユニット型短期入所生活介護ハピネス五戸の概要

(1) 施設の概要

事業名	ハピネス五戸
所在地	青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1
電話番号	0178-62-7491 (ホーム直通番号 0178-62-6763)
FAX番号	0178-62-7492
事業所番号	指定事業者番号 0272700428

(2) 施設の設備の概要

定員	10名(1ユニット)		
居室	ユニット型個室 10室	ラウンジ	2ヶ所
医務室	1ヶ所	相談室	1ヶ所
浴室	個浴(脱衣場含) 1ヶ所	介護職員室	2ヶ所
	特別浴室(脱衣場含) 2ヶ所	洗濯室	3ヶ所
リビング兼食堂	ユニット毎に1ヶ所		

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者	1人	従事者及び業務の管理
医師	1人以上	医療に関する業務
生活相談員	1人以上	日常生活の相談・指導業務
介護職員	16人以上	生活全般に関する介護・相談及び援助
看護職員	1人以上	医療・保健衛生に関する業務
管理栄養士	1人以上	献立・栄養指導に関する業務
機能訓練指導員	1人以上	機能訓練に関する業務
事務員	1人以上	庶務及び会計事務に関する業務

※職員は、介護老人福祉施設と兼務する。

(4) 従業者の勤務時間

職名	勤務形態	勤務時間	職名	勤務形態	勤務時間
管理者	日勤	9:00～18:00	栄養士	日勤	9:00～18:00
医師	日勤	13:00～15:00	機能訓練指導員	日勤	9:00～18:00
生活相談員	日勤	9:00～18:00	事務員	日勤	9:00～18:00
介護職員	早番	6:30～15:30	看護職員	早番	7:00～16:00
	日勤	8:30～17:30		日勤	9:00～18:00
	遅番	11:00～20:00			
	夜勤	20:00～9:00			

日中は看護・介護職員をユニットごとに1人以上配置します。プライバシーを確保するため、居室の扉は基本閉めて対応しており、常時の見守りをすることはできません。安全には十分配慮していますが、予測困難な事故が発生する場合があります。

2 運営の方針

居宅サービス計画に基づき利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。また、関係機関等との連携に努めます。

3 サービスの内容

事 項	備 考
食 事	朝食 7 : 30 昼食 12 : 00 夕食 17 : 30 (提供開始できる時間)
入 浴	週2回以上入浴できます。
生 活 相 談	生活相談員に、日常生活に関することなどについて相談できます。
日 常 生 活 動 作 訓 練	居宅サービス計画書に基づいた日常生活動作訓練等を実施します。
介 護	日常生活全般において行います。
施 設 サ ー ビ ス 計 画	施設サービス計画の内容について、説明し同意を得、交付します。
そ の 他	手工芸、レクリエーション、音楽、その他行事・訪問等あります。

4 サービス利用に当たっての留意事項

事 項	備 考
面 会	面会時間は午前9時から午後6時30分までです。来所の際は、面会票へ必要事項をご記入の上、スタッフへお渡し下さい。(上記以外の時間での面会も可能です)
外 出	外出の際は、事前にお申し出ください。
飲 酒 ・ 喫 煙	医師の指示がある方は飲酒をご遠慮いただく場合があります。 敷地内全面禁煙となっておりますのでご遠慮ください。
金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理	後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証をお預かりする場合がございます。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	設備・器具はご自由にお使いください。但し、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損等があった場合は弁償いただく場合もございます。
宗 教 ・ 政 治 活 動 の 禁 止	宗教活動、及び政治活動は他の入居者のご迷惑になる場合がございますのでご遠慮ください。
感 染 症 の 予 防	感染症予防のため、手洗いを励行しています。状況に応じ、マスク着用や居室の変更等、お願いする場合がありますのでご了承ください。 又、感染症のまん延防止のため面会制限をかける場合があります。
食 中 毒 の 予 防	食中毒予防のため食品の持込がある場合は、必ず職員に申し出くださるようお願いいたします。
身 体 拘 束	介護保険指定基準に基づき、原則としておこないません。
痰 の 吸 引 等	痰吸引や経管栄養が必要な方は、医師の指示、看護職員との連携の下において、認定特定行為業務従事者（一定の研修を修了した介護職員）が実施します。その為、医師の指示書が必要となります。

5 利用料金

(1) 利用料金

① ユニット型短期入所生活介護サービス費

	介 護 報 酬 基 準 額 (ユニット型個室)	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要 介 護 度 1	7, 040円	704円	1, 408円	2, 112円
要 介 護 度 2	7, 720円	772円	1, 544円	2, 316円
要 介 護 度 3	8, 470円	847円	1, 694円	2, 541円
要 介 護 度 4	9, 180円	918円	1, 836円	2, 754円
要 介 護 度 5	9, 870円	987円	1, 974円	2, 961円

②加算について

	一日あたり			
	介護報酬基準額	入居者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
送迎加算	1, 840円	184円	368円	552円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	200円	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	44円	66円
若年性認知症利用者受入加算	1, 200円	120円	240円	360円
療養食加算	230円	23円	46円	69円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口)	(介護報酬基準額+加算) × 17.6%			

③居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額(1日あたり)	
	居 住 費	食 費
基準額(第4段階)	2, 300円	1, 550円
第3段階②	1, 470円	1, 360円
第3段階①	1, 370円	1, 030円
第2段階	880円	600円
第1段階	880円	300円

※ 利用者負担段階の決定は、お住まいの市町村でおこないます。

④ その他の利用料

	料 金	備 考
※ 嗜好等に関わる交通費	500円(片道)	五 戸 町
	1, 000円(片道)	五戸町以外
嗜好に関わる諸経費	実 費	入場料等
理美容	実 費	
クラブ費	実 費	個人保管の作品材料費

※ 嗜好等に関わる交通費

- ・ 自宅以外への送迎の場合
- ・ 床屋等、個人の嗜好で外出する場合
- ・ 五戸町内外への通院の場合

(2) 利用料金の支払方法

口座からの引き落としでのお支払いとなります。

毎月中旬に前月分の請求書を発行させていただきます。引き落としの場合20日引き落とし日となります。

(土、日・祝祭日の場合は翌日または、翌々日) 現金の場合、退所時にご清算いただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話などでお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画をすでに依頼している方は、事前に担当の介護支援専門員にご相談下さい。

7 サービスの終了

- (1) お客様の申し出によりサービスを終了する場合
- (2) 要介護認定で、自立・要支援と判定された場合
- (3) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所の介護保険の指定が取り消された場合、または、事業所が指定を辞退した場合
- (5) 以下の事由により、事業者が契約を解除した場合
 - ① 契約書第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うように督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
 - ② 他の利用者または職員に対してハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、等）と思われる行為や、過度な要望によって、他の利用者または職員の心身に危害が生じる又は生じる恐れのある場合

＜具体的ハラスメントの例＞

- ・ 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為であり、職員等が回避したため危害を免れた場合を含みます。（例えば、たたく、蹴る、ひっかく、つねる、ものを投げる、等）
- ・ 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（例えば、大声で怒鳴る、威圧的態度で文句を言う、理不尽な要求を繰り返す、無視をし続ける、等）
- ・ セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（例えば、必要もなく職員の体をさわる、抱きしめる、不快感を与える性的な言動をする、猥せつな図画を見せる、等）
- ③ 常時医療行為が必要となった場合

8 プライバシーに関する対応

- (1) 事業所の職員は、利用者や家族について知り得た情報については、職員でなくなった場合でも秘密を守ります。
- (2) 利用者に適切なサービスが提供されるよう連携するサービス事業所間で、利用者・家族の情報を共有することがありますので同意をお願い致します。
※ 別紙『個人情報に関する基本方針・利用目的』参照

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、速やかに、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

主治医	名 称		電話番号	
	所 在 地			

10 事故発生時の対応

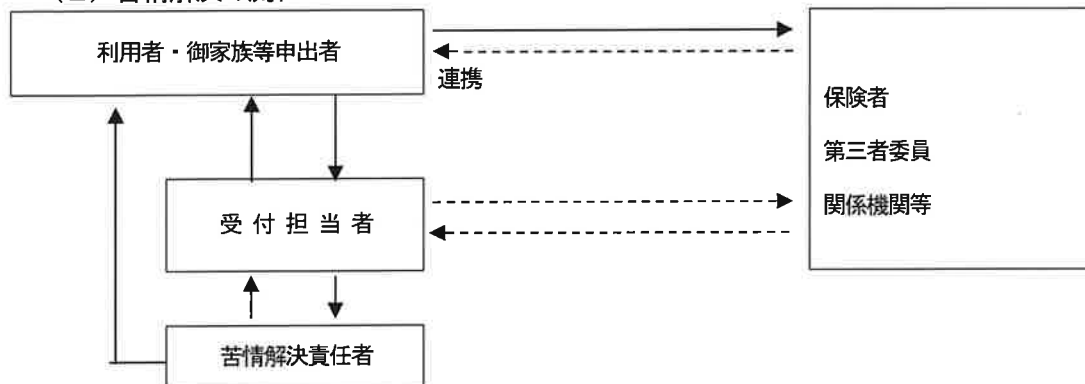
サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するとともに、受診する等必要な措置を講じます。また、利用者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（夜間帯の場合は、状況に応じて連絡致します。）

11 サービス内容に関する苦情

- (1) 施設のお客様相談・苦情窓口

担 当 者 中野 和哉
責 任 者 佐藤 ひとみ
電 話 0178-62-7491 F A X 0178-62-7492
受付日時 年中無休

(2) 苦情解決の流れ



(3) その他

当施設以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県適正化委員会等に苦情を申し出る事ができます。

＜連絡先＞ 五戸町介護支援課 0178-62-7956
 青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336
 青森県適正化委員会 017-731-3039

12 協力病院

田中医院、みかわ神経科内科、五戸総合病院、小村歯科医院、ふなこし歯科医院と協力病院指定契約を締結しております。

13 利用者の虐待防止に関する対応

- (1) 虐待を防止する為の職員に対する研修を年2回以上行います。
- (2) 事業所は虐待を受けたと思われる利用者から相談があった場合、保険者へ通報する責務を負います。

〈虐待の種類〉

- ①身体的虐待 暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または外部と接触させないような行為
- ②心理的虐待 威圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えるような行為。
- ③性的虐待 本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為。
- ④経済的虐待 財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。
- ⑤介護・世話の放棄・放任 介護や生活の世話を行っている人が、介護や世話を放棄するような行為。

14 非常災害対策

防 災 時 の 対 応	自動通報装置により、消防署へ連絡、及び緊急連絡網により全職員へ連絡します。
防 災 設 備	防火扉・消火栓・消火器、スプリンクラーにより対応可能です。
防 災 訓 練	年3回以上の訓練を実施し、年2回消防の検証をお願いしています。
防 火 責 任 者	責任者を任命しています。

本書面により、事業者から短期入所生活介護の提供開始にあたり、重要事項の説明を受けました。

住 所

利 用 者 氏 名

印

(代筆の場合続柄)

住 所

身元引受人 氏 名

印

続 柄

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

所 在 地 青森県三戸郡五戸町字姥堤34番地1

事 業 所 名 称 ハピネス五戸 (ユニット型短期入所生活介護)

説明者氏名

印